

目黒区旅館業法施行条例改正骨子案

1 これまでの経緯

旅館営業については、宿泊需要の拡大を受けて平成 30 年に旅館業法の規制が緩和され、現在はポストコロナの観光需要が増加したことを背景に、許可件数や相談件数が増加傾向にあります。

目黒区内においても、一戸建て住宅や集合住宅等として建築された建物を旅館にする等、住宅地などで小規模宿泊施設の営業が増加したこと等を背景に、周辺住民から、周知不足のまま旅館営業が開始されることに対する不安や、宿泊者に起因するトラブル等に関して相談が寄せられるようになりました。

2 改正趣旨

目黒区は、面積の約 80%が住居系の用途地域であり、商業地域等においても住宅が混在しているとともに、その後背地は閑静な住宅地となっているなどの地域特性があります。

このような地域において良好な生活環境を将来的に維持していくための取組として、旅館業法施行条例を改正します。

3 主な改正内容

周辺住民の生活環境への悪影響を防止するため、営業者に対し、以下の項目について、条例等で義務付けます。

(1) 許可申請前の事前周知を義務化

周知不足によるトラブルを防止し、営業者と周辺住民との円滑な関係を維持することを目的として、旅館業の許可申請者に対し、次の事項を義務付けます。

ア 許可申請前に標識を設置すること

イ 周辺住民等（旅館業の許可を受けようとする施設の敷地から 30 メートル程度の範囲（私道の所有者を含む））に対し、書面配布等により十分な事前周知を行うとともに、説明会を開催すること

(2) 施設の看板等に営業者の連絡先等の明示を義務化（既存施設含む）

営業施設には、旅館営業であることが宿泊者や周辺住民等にわかるように、施設の名称に加えて、営業の種別（「旅館・ホテル営業」等）及び営業者の連絡先を明示することを義務付けます。

(3) 宿泊者への注意事項の事前説明を義務化（既存施設含む）

宿泊者が気を付けるべき周辺生活環境への配慮に関して、営業者から宿泊者に対し、事前に説明することを義務付けます。

(4) 国内に住所を有しない個人営業者に対する代理人の選任を義務化（既存施設含む）

周辺住民から寄せられる問合せ、苦情等に対し、迅速な対応が可能な体制を営業者に求める一環として、国内に住所を有しない個人事業者に対し、国内在住かつ日本語で業務ができる代理人の選任を義務付けます。

(5) 営業従事者の常駐を義務化

周辺生活環境の悪化の未然防止や、災害時、緊急時を含めたより迅速な対応のため、新たに許可申請される旅館業施設に対しては、営業者の遵守事項として「営業従事者の常駐」を義務付けます。

以 上